

令和2年度版 高校生等への 修学支援

このリーフレットは、国や奈良県が実施する、
高等学校等への進学後の修学を支援する制度について
まとめています。

これらの制度は、みなさんが安心して教育を受けら
れるよう実施していますので、ご活用ください。



このリーフレットにまとめた制度は、すべてみなさんからの「申請」にもとづいて適用されますので、在学される高等学校等からの通知やお知らせをよく確認いただき、それぞれの提出期限に遅れないよう、申請手続きを行ってください。

◆◆目次◆◆

○高等学校等就学支援金（県立・市町村立高等学校）	2
○高等学校等就学支援金（私立高等学校等）	3
○高校生等奨学給付金	4 - 5
○高校奨学金制度（修学支援奨学金・育成奨学金）	6
○その他の教育支援資金	7
○その他の修学支援（学び直しへの支援・家計急変への支援）	8

この冊子に記載の制度の対象となる高等学校等とは、次のとおりです。（P6～7の一部を除く）

【県立・市町村立高等学校】 県立・市町村立高等学校（全日制・定時制・通信制）

【私立高等学校等】 私立高等学校（全日制・定時制・通信制）、私立中等教育学校後期課程、私立専修学校高等課程、私立専修学校一般課程又は私立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに私立各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの



高等学校等就学支援金【県立・市町村民立高等学校】

※詳しい制度の説明や、申請の方法は、入学される高等学校から説明があります。
申請書などの提出物は、学校の定める提出期限に遅れないよう、提出してください。

公立高等学校へ入学される方は、**申請をして認定を受ければ**、高等学校等就学支援金が支給されます！

★支給要件は次のとおりです。

1. 保護者等の収入の合計が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算で**507,000円未満**である人

【令和2年7月以降の支給要件1について】

次の計算式(保護者の合計額)により判定

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 < 304,200円

※6%は市町村民税の標準税率(標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整(3/4を乗じる)が必要)

※調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い、生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除

2. 高等学校等を既に卒業していない人 等

両親の一方が働き、高校生と中学生がいる4人家族の場合で、年収910万円が目安です。

「高等学校等就学支援金制度」を適用して授業料は実質無償に!!

申請をして認定を受ければ、授業料に相当する額の就学支援金が国から支給され、納付すべき授業料に充当しますので、**納付いただく必要はありません。**



就学支援金の
申請・届出

授業料

①入学後、高等学校を
経由して県に申請

②奈良県教育委員会において、
就学支援金の受給資格認定・支給額の決定

③県から国へ就学支援金の
交付を申請

④国から交付される就学支援金を、
申請者に代わって県が受領し、授業料に充当します。

就学支援金の受給資格が認定された
方は、授業料は実質無料となります。

就学
支援金

申請しても不認定となった場合は、授業料を
納付していただく必要があります。

就学支援金を受給するためには、申請が必要です！
4月中の学校が定める期限までに、学校へ提出してください。
(期限までに提出がないと、授業料を納付していただく場合がありますので、期限は必ず守ってください。)

※具体的な書類については、入学される高等学校から説明があります。

就学支援金の支給限度額と支給期間

- ◆全日制 月額 9,900円・上限36月
- ◆定時制(単位制以外) 月額 2,700円・上限48月
- ◆定時制(単位制) 1単位 1,740円
上限74単位・48月
- ◆通信制(単位制) 1単位 336円
上限74単位・48月

※就学支援金支給限度額と、授業料は同額になる予定です。

◇公立高等学校についてのお問い合わせ◇

奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 tel 0742-27-9859

- ・奈良県内の私立高等学校等に通う方への授業料等の支援には、以下の補助金があります。
- ・補助金は、学校に申請をします。詳しい制度の説明や、申請の方法は、入学される学校から説明がありますので、申請書などの提出物は、学校の定める提出期限に遅れないよう、提出してください。

高等学校等就学支援金【私立高等学校等】

私立高等学校へ入学される方は、申請をして認定を受ければ、高等学校等就学支援金が支給されます！
就学支援金を受給するためには、申請が必要です。学校が定める期限までに、学校へ申請してください。
(期限までに申請がないと、就学支援金の支給開始月が遅れる場合があります。)

★支給要件は次のとおりです。

1. 保護者等の収入の合計が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算で**507,000円未満**である人
※令和2年7月からは、要件が、「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満である人になります。
2. 高等学校等を既に卒業していない人 等



就学支援金の
申請・届出

授業料

①入学後、学校を經由して県に申請

(県外の高等学校等に入学した場合は、学校の所在する都道府県が手続きを行います。)

学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人(保護者等)が支払う必要があります。

※学校によっては、一旦授業料を全額徴収し、後日、就学支援金相当額を還付する場合があります。

就学支援金

②県において、就学支援金の受給資格認定・支給額の決定

③県において就学支援金を国に申請し、受領

④県から交付される就学支援金を、申請者に代わって学校が受領し、授業料に充当

高等学校等授業料軽減補助金【私立高等学校等】

保護者等が奈良県内在住で、一定の所得要件を満たす場合、就学支援金に加え、授業料軽減補助金を受けることができます。授業料軽減補助金は、授業料に加えて施設整備費等も補助の対象となります。

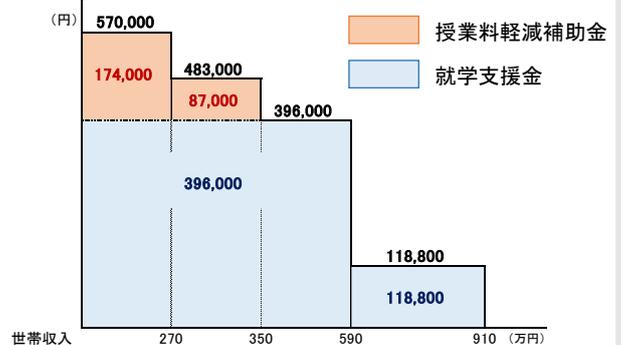
○所得(世帯年収の目安)による補助金額

	世帯年収の目安	就学支援金	授業料軽減補助金
全 日 制	非課税世帯	(年額) 396,000円	(年額) 174,000円
	約270万円～約350万円	(年額) 396,000円	(年額) 87,000円
	約350万円～約590万円	(年額) 396,000円	-
	約590万円～約910万円	(年額) 118,800円	-
通 信 制	非課税世帯	1単位あたり 12,030円 ※1(年額) 297,000円	(年額) 15,000円 ※2
	約270万円～約350万円	1単位あたり 12,030円 ※1(年額) 297,000円	(年額) 7,500円 ※2
	約350万円～約590万円	1単位あたり 12,030円 ※1(年額) 297,000円	-
	約590万円～約910万円	1単位あたり 4,812円 ※1(年額) 118,800円	-
	補助の対象となる学費	授業料	授業料、施設整備費等

※1 通信制高校で授業料が年額制の場合

※2 授業料軽減補助金の対象となる通信制高校は、奈良県認可の県内校へ通う場合に限り

【全日制(年額制)に通う県内在住者の場合】



◆世帯収入は、「両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合」の目安であり、家族構成などによる各種控除により区分が変わることがあります。

◇私立高等学校等についてのお問い合わせ◇

奈良県 文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係 tel 0742-27-8347

高校生等奨学給付金【国公立・私立高等学校等】

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす非課税世帯を対象に、奨学のための給付金「高校生等奨学給付金」を支給します。**この給付金は貸与型の高校奨学金とは異なり、将来返還する必要はありません。**申請等については、7月頃に学校を通じてお知らせします。

なお、高等学校等就学支援金(2～3ページ)、高校奨学金制度(6ページ)やその他の教育支援資金(7ページ)との併給も可能ですので、ご活用ください。

【支給要件】 7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者・親権者等の全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税(0円)であること
- 保護者・親権者等が奈良県内に住所を有していること
※県外にお住まいの方は、住所地の道府県にお問い合わせください。
- 平成26年度以降の入学者であること
- 就学支援金支給対象である学校に在学していること
※特別支援学校高等部生徒は対象外です。
※児童福祉法による措置費等の支弁対象となる高校生等は原則対象外です。

支給額 (7月1日現在の状況で決まります)

		高校生等	23歳未満	23歳以上
①生活保護受給世帯(生業扶助が措置されている世帯)				
①【支給額】 公立 32,300円(年額) ※通信制も同額 専攻科 36,500円(年額) 私立 52,600円(年額) ※通信制も同額 専攻科 38,100円(年額)		 公立 32,300円 私立 52,600円	※生活保護(生業扶助)制度において、教育費の扶助があり、支給内容に重複がないようにするため、この金額になっています。	
②第1子の高校生等がいる世帯				
②【支給額】 公立 84,000円(年額) 通信制・専攻科 36,500円(年額) 私立 103,500円(年額) 通信制・専攻科 38,100円(年額)		第1子  公立 84,000円 私立 103,500円		
中学生以下は 対象外 		第1子  公立 84,000円 私立 103,500円	 23歳未満の兄(姉)は扶養されていないので、高校生等は第1子となる。 ※扶養されていない	
③15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯				
③【支給額】 公立 129,700円(年額) 通信制・専攻科 36,500円(年額) 私立 138,000円(年額) 通信制・専攻科 38,100円(年額)		第2子  公立 129,700円 私立 138,000円	第1子  23歳未満の兄(姉)は扶養されているので、高校生等は第2子となる。 ※扶養されている	
※通信制・専攻科の高校生等を含めた複数の高校生等がいる世帯の場合 →通信制・専攻科の高校生等を第1子として②の区分の通信制・専攻科の給付金を支給し、通信制・専攻科以外の高校生等へは、第2子以降として③の給付金を支給します。		第2子  公立 129,700円 私立 138,000円	第1子  公立 84,000円 私立 103,500円	23歳以上は対象外  23歳以上の兄(姉)は対象外のため、高校生等の姉(兄)は第1子となり②の区分に該当。高校生等の妹(弟)は第2子となり、③の区分該当。

高校生等奨学給付金 Q & A

Q1. 給付を受けるためには、どんな手続きが必要ですか？

A1. **必ず申請が必要です。**①申請書と②その他給付に必要と認められる書類等を提出していただくこととなりますが、**詳しい説明や提出時期などは、入学後、7月初旬頃に国公立は学校支援課、私立は教育振興課ホームページに掲載するとともに、7月頃に学校から連絡しますので、ご確認ください。**

Q2. 既に「高等学校等就学支援金」の申請をしていますが、あらためてこの「高校生等奨学給付金」の申請は必要ですか？

A2. 「就学支援金」は、授業料に充当しますが、「奨学給付金」は授業料以外の教育費の負担を軽減するために給付されるものです。
それぞれ制度が異なりますので、新たに申請をしていただく必要があります。

Q3. 毎年、申請が必要ですか？

A3. **支給要件は毎年確認しますので、毎年申請が必要です。**また、高等学校の修業年限を給付の上限回数とするため、全日制であれば、年1回の給付を、3年間(3回)受けることが可能です。

Q4. 「高校生等奨学給付金」は、返還する必要がありますか？

A4. **貸与型の奨学金とは異なり、返還する必要はありません。**また、基準日(7月1日)に要件を満たしていれば、基準日以降に退学等の異動があっても返還は生じません。

Q5. 第1子と第2子で給付額に差があるのはなぜですか？

A5. 所得に対する教育費の負担が重い多子世帯に配慮し、段階的に給付額を設定しています。



Q6. 給付金の給付方法はどのようになりますか？

A6. 年額を一括で、申請者へ直接給付する予定です。(学校が代理受領する場合を除く。)

Q7. 保護者である父母のうち、母は奈良県に住んでいますが、父は単身赴任で県外に居住しています。この場合、どちらで給付金を申請することになりますか？

A7. 世帯の生活の本拠となる地での申請になると思われませんが、状況を確認したうえでの判断になりますので、申請時に個別にご相談ください。なお、**複数の都道府県へ重複して申請することはできません。**

Q8. 高校生が2人いる世帯の場合、申請は1人分でいいのですか？

A8. 2人それぞれに支給されますので、**必ず2人分申請してください。**

Q9. 保護者等が海外赴任をしている場合、支給の対象になりますか？

A9. **保護者等的一方、又は双方が海外赴任で奈良県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、支給の対象になりません。**

高校奨学金制度（修学支援奨学金・育成奨学金）

奈良県では、修学の奨励と教育の機会均等を図るため、勉学意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な高等学校等の生徒に対して、奨学金を貸与しています。この制度は、返還が必要です。

申請手続きは入学後に、各学校からお知らせがあります。また、「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」(2～4ページ)との併用は可能ですので、合わせてご活用ください。

高校奨学金制度の概要

	修学支援奨学金	育成奨学金																										
種別	貸与(無利息)	貸与(無利息)																										
貸与対象者	高等学校(全日制課程、定時制・通信制課程、専攻科)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校	高等学校(全日制課程、定時制・通信制課程、専攻科、特別支援学校の高等部)、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程(規則で定めるものに限る)																										
貸与基準	生活保護基準1.5倍以内 (世帯全員の収入額合計)	生活保護基準1.5倍以内、意欲のある生徒は予算の範囲内で3.0倍以内(世帯全員の収入額合計)																										
		向学心、勉学意欲があり評定平均値3.0以上																										
	親権者又は未成年後見人が県内に住所を有していること																											
	地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与を受けていないこと ※ 次ページにある各資金の貸付金等との併給はできません。																											
貸与額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">奨学金の額</th> </tr> <tr> <th>自宅通学</th> <th>自宅外加算 (+5,000円)</th> <th>へき地加算 (+12,000円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者</td> <td>国公立</td> <td>5,000円/月</td> <td>10,000円/月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>17,000円/月</td> <td>22,000円/月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の者</td> <td>国公立</td> <td>18,000円/月</td> <td>23,000円/月</td> <td>30,000円/月</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000円/月</td> <td>35,000円/月</td> <td>42,000円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年度毎の予算枠があるため、すべての方を採用できるとは限りません。</p>			区分	奨学金の額			自宅通学	自宅外加算 (+5,000円)	へき地加算 (+12,000円)	生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者	国公立	5,000円/月	10,000円/月	—	私立	17,000円/月	22,000円/月	—	その他の者	国公立	18,000円/月	23,000円/月	30,000円/月	私立	30,000円/月	35,000円/月	42,000円/月
区分	奨学金の額																											
	自宅通学	自宅外加算 (+5,000円)	へき地加算 (+12,000円)																									
生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者	国公立	5,000円/月	10,000円/月	—																								
	私立	17,000円/月	22,000円/月	—																								
その他の者	国公立	18,000円/月	23,000円/月	30,000円/月																								
	私立	30,000円/月	35,000円/月	42,000円/月																								
貸与期間	高等学校全日制課程 3年・高等学校定時制課程・通信制課程 3年または4年 中等教育学校の後期課程 3年・高等学校専攻科 2年・高等専門学校 5年 特別支援学校の高等部 3年・専修学校の高等課程 3年																											
貸与時期	前期分 8月中旬、後期分 10月中旬に生徒本人の指定された口座へ振り込みます。																											
返還期間	貸与の終了月の翌月から起算して6カ月を経過した後10年以内、月賦又は半年賦(一括返還も可)																											
申請期間	4月～5月上旬																											
申請窓口(申込先)	在学する学校(学校長経由で奈良県教育委員会事務局学校支援課へ提出)																											
申請書類	校長推薦書、奨学金申請書、市町村長発行の所得に関する証明書(収入金額、扶養親族数、課税金額、非課税の場合は非課税理由等の記載されたもの)、世帯全員の住民票謄本、連帯借受人の印鑑登録証明書、口座振替申出書、借用証書等																											

◆貸与を受けられた奨学金は、卒業後の所定の期間内に返還していただきます。これらの返還金は、次の高校生たちの奨学金として活用されます。円滑な奨学金制度の運用のために、返還方法等を十分ご理解のうえ、計画的にご利用ください。

(約束の期間内に返還されない場合は、延滞金が加算されます。)

◇高校奨学金制度についてのお問い合わせ◇

奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 tel 0742-27-9859

その他の教育支援資金

高校奨学金制度以外の、奈良県における公的な教育支援資金については、下記のとおりです。各自の実状やニーズにあった制度を選択し、有効にご活用ください。
 なお、いずれも無利子の貸与制度であり、返還が必要です。また、高校奨学金制度を含めて各制度の相互の併用はできません。
各制度の詳細については、それぞれの問い合わせ先へご確認ください。

奨学金名	募集時期	貸与期間	備考	問い合わせ先
生活福祉資金 【教育支援資金】	随時	随時		市町村社会福祉協議会 又は、 奈良県社会福祉協議会 生活支援課 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 (電話0744-29-0100〔代表〕)
母子父子寡婦 福祉資金 【就学支度資金】 【修学資金】	随時	随時 (貸与決定月の月末)	奈良市を除く 奈良県にお住 まいの方 →	市町村 母子福祉担当課 又は、 奈良県中和福祉事務所 〒633-0003 橿原市常盤町605-5 (電話0744-48-3020) 奈良県吉野福祉事務所 〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 (電話0746-32-5315)
			奈良市にお住 まいの方 →	奈良市子ども未来部子ども育成課 〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1-1 (電話0742-34-1111〔代表〕)
(独)日本学生支援機構 奨学金	毎年春 ※(緊急採用 制度あり)	奨学生に採用 後、原則として 月1回振込み	対象:高等専門学校在学 生、中学校等の3年生に在 籍し、令和3年4月に高等専 門学校に進学を希望する人	在学する学校へお問い合わせください

各制度・貸与の諸条件

生活福祉資金 【教育支援資金】

所得基準：生活保護基準額の1.7倍程度の世帯まで
 申込窓口：市町村社会福祉協議会
 対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）
 申請書類：申込書・所得証明書・在学証明書
 合格通知書(写)・民生委員意見書
 市町村社協意見書・住民票等
 ※外国籍の方は、現住地に6ヶ月以上居住していること

※返還期間：10年以内

貸与額

教育支援費 就学支度費	区分		自宅通学	自宅外通学
	高校	国公	18,000円/月以内	23,000円/月以内
	私立	30,000円/月以内	35,000円/月以内	
高校・専	国公	21,000円/月以内	22,500円/月以内	
	私立	32,000円/月以内	35,000円/月以内	
支度費	高校・専	国公	75,000円以内	85,000円以内
		私立	350,000円以内	360,000円以内

※専修学校（高等課程）の貸与額は高校と同額
 ※生活保護世帯は別途貸与額
 ※就学支度費は入学に際して必要な経費（入学金、制服代等）で、取扱いは入学日の前日まで
 ※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能

母子父子寡婦福祉資金 【就学支度資金】【修学資金】

貸付対象者：配偶者のいない女子（男子）で、現に児童（20歳未満）を扶養している者またはその児童
 （20歳以上の子を扶養している寡婦を含む）
 ※外国籍の方は、現住地に6ヶ月以上居住していること

所得基準：なし
 特記事項：第三者の連帯保証人が必要
 申込窓口：福祉事務所又は町村役場福祉担当課
 対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、盲学校・ろう学校及び養護学校高等部、専修学校（高等課程）
 申請書類：申請書・在学証明書又は合格通知書(写)・戸籍謄本・住民票謄本・保証人所得証明書等

※必要額と返済の見通しによって個別に貸付額が決まります。世帯状況によっては限度額まで利用できない場合があります

※返還期間：10年以内

貸与限度額

修学資金 支度資金	区分		自宅通学	自宅外通学
	高校	国公	27,000円/月以内	34,500円/月以内
私立		45,000円/月以内	52,500円/月以内	
高校・専	国公	31,500円/月以内	33,750円/月以内	
	私立	48,000円/月以内	52,500円/月以内	
専	国公	150,000円以内	160,000円以内	
	私立	410,000円以内	420,000円以内	

※専修学校（高等課程）の貸与額は高校と同額
 ※生活保護世帯は別途貸与額
 ※就学支度資金は入学に際して必要な経費（入学金、制服代等未払いのもの）で取扱いは入学日の前日まで
 ※その年度の予算枠があるため、すべて採用とは限りません

(独)日本学生支援機構奨学金

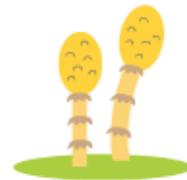
学力基準あり
 所得基準：日本学生支援機構の基準
 申込窓口：在学する学校
 対象校：高等専門学校
 申請書類：インターネットによる申込・収入に関する証明書類・確認書等
 ※マイナンバーの提出が必要になります。

貸与額 (平成30年度以降入学者)

区分	自宅通学		自宅外通学
	高	国公	21,000円/月
	私立	32,000円/月	35,000円/月
専	共通	10,000円/月	

※返還期間：返還方式に応じて異なります。
 ※上記の月額額は、1～3年次のものです。
 ※4年次より有利子奨学金の貸与が受けられます。
 ※記載されている金額は令和元年度のもので今後変更になる可能性があります。

その他の修学支援について



学び直しへの支援

【県立・市町村立高等学校、私立高等学校等】

高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間を経過後も、修業年限・支給対象上限単位数を超過しない範囲で継続して授業料の支援を行います。



家計急変への支援

【県立・市町村立高等学校、私立高等学校等】

就学支援金の所得要件を満たさない方等のうち、保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対し、学校設置者が授業料減免による緊急の措置を行う場合があります。詳しくは、入学された学校へお問い合わせください。



各種の修学支援については、**在学される高等学校へ**
お問い合わせください。



◇公立高等学校について◇

奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 tel 0742-27-9859
(平日8時30分～17時)

◇私立高等学校等について◇

奈良県文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係 tel 0742-27-8347
(平日8時30分～17時)

◇制度全般、国立高等学校等についてのお問い合わせ◇

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム(平日10時～17時)

tel : 03-5253-4111 (代表番号)

ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

